

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

改正派遣法に基づき、マージン率について公開致します。

【2020年度】 対象期間 2019年7月支払給与～2020年6月支払給与

所在地：〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原3-26-18 第2 幸田ビル501

① 派遣労働者の数	12名
② 派遣先の数	9社
③ 派遣の料金の平均額	※当事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額 32,521円
④ 派遣労働者の賃金の平均額	※当事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する賃金の平均額 22,472円
⑤ マージン率	30.90%
⑥ 労使協定を締結しているか否かの別等	・当該協定を締結している。 ・派遣労働者の範囲/派遣先で業務に従事する従業員 ・有効期限の終期/2021年3月31日
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	・資格取得支援制度有り ・新人研修及びキャリアアップ研修の実施

※マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額 (③)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額 (④)}}{\text{派遣料金の平均額 (③)}}$$

尚、マージンには、法定福利費（健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料などの会社負担分）、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給取得費、借上社宅費、業務上利用のリース等の車両費、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費）などが含まれます。